

## 令和4年度山形のうまいもの創造支援事業 公 募 要 領 (第2次)

山形のうまいもの創造支援事業（以下「本事業」という。）のプロジェクトを公募しますので、令和4年度山形のうまいもの創造支援事業費補助金交付要綱（令和4年4月27日付け農技第95号。以下「補助金交付要綱」という。）、山形のうまいもの創造支援事業実施要綱（令和3年4月30日付け6次第36号。以下「実施要綱」という。）及び山形のうまいもの創造支援事業実施要領（令和3年4月30日付け6次第37号。以下「実施要領」という。）に基づき応募してください。

### 1 事業の目的

本県の優れた農林水産物や地域資源等を活用した商品開発やサービス等の継続的な創出により、農林水産業を起点とする新たな食産業の振興を図るため、農林漁業者自ら又は直売所や加工所を核とした地域の6次産業化、さらに農林漁業者と連携した食品製造業者の新商品開発及び事業規模拡大の取組みに必要な機械導入等を支援します。

### 2 応募の要件

#### (1) 応募資格

本事業に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としします。ただし、④～⑨については、市町村を含む地域の6次産業化ネットワーク協議会に参画している者又は参画見込みである者に限ります。なお、過去にこの事業等による支援を受けたことのある者は、当該採択プロジェクトと同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません。

- ① 県内に主たる事業所を有する食品製造業者（食品製造業を営もうとする者を含む。）
- ② 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- ③ 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織
- ④ 農業協同組合
- ⑤ 森林組合等林業事業体
- ⑥ 漁業協同組合又は漁業生産組合
- ⑦ ④～⑥までに掲げる者のいずれかが主たる出資者である法人
- ⑧ 市町村
- ⑨ 市町村が主たる出資者である法人

#### (2) 応募要件

本事業を実施しようとする者は、次のいずれかのプロジェクト計画書を作成するものとしします。（計画期間：①のプロジェクトは3年間、②・③のプロジェクトは5年間）

- ① 事業実施主体（(1)のうち、①に該当する者。）が県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に取り組むプロジェクト
- ② 事業実施主体（(1)のうち、②・③に該当する者。）が自らの6次産業化に取り組むプロジェクト
- ③ 事業実施主体（(1)のうち、①に該当する者を除く。）が地域の6次産業化（地域の農林漁業者が利活用できる6次産業化拠点施設（直売所、加工所等）における機械導入等）に取り組むプロジェクト

### 3 プロジェクト

プロジェクト目標は次のとおりとします。

プロジェクトの種類	目標項目
(1) 食品製造業者が県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に取り組むプロジェクト	ア 農林水産物を起点とした産出額が増加すること イ 県産農林水産物の使用量（重量又は価格）が増加すること ウ 県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が現在より10ポイント以上増加又は新たに導入される設備等で使用する県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が50%以上となること エ 県内の農林漁業者等との取引を拡大すること オ 1.5名（375人日）以上の雇用を拡大すること カ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること
(2) 自らの6次産業化に取り組むプロジェクト	ア 産出額が現状の2倍以上増加すること イ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、地域の6次産業化に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること
(3) 地域の6次産業化に取り組むプロジェクト	ア 産出額が現状の2倍以上増加すること イ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、地域の6次産業化に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること

※自らの6次産業化に取り組むプロジェクトにおいて、農林水産物の加工、販売に取り組む場合は、自家生産物を量的又は金額的に原材料の概ね50%以上使用するものとします。

※「10ポイント以上増加」とは、使用割合を更に10%上積みすることをいう。（例20%⇒30%）

### 4 補助対象事業

プロジェクトの採択を受けた者は、プロジェクト計画書の内容を踏まえ初年度の実施事業に係る事業実施計画を定めるものとし、当該事業実施計画に定める事業に対して補助を行います。

補助の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものに限り、自らの6次産業化に取り組むプロジェクトにおいて、農林水産物の加工、販売に取り組む場合は、自家生産物を量的又は金額的に原材料の概ね50%以上使用するものとします。

- (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクトの目標の実現に直接的に資するものであること。
- (2) プロジェクトの目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
- (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
- (4) 2の(2)①及び③の事業実施主体が事業実施計画に基づく事業の補助対象とする機械導入等とは、機械装置、器具備品（以下「機械類」という。）及びそれらの導入に必要な最小限の施設改修とし、農林水産物の生産・飼養に関するもの、リース機械及び事務通信機器は除く。
- (5) 2の(2)②の事業実施主体が事業実施計画に基づく事業の補助対象とする機械導入等とは、機械類及びそれらの導入にともなう施設改修（以下「改修施設」という。）とし、農林水産物の生産・飼養に関するもの、リース機械及び事務通信機器は除く。
- (6) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。

- (7) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する機械類や改修施設の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
- (8) 事業実施計画に基づき導入される機械類及び改修施設は、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有するものの代替として導入されるものでないこと。
- (9) 事業実施計画に基づき導入される機械類及び改修施設は、耐用年数がおおむね5年以上であること。
- (10) 事業実施計画に基づき山形県特定農業機械導入基準（平成30年6月山形県農林水産部）に定める特定農業機械を整備する場合にあっては、同基準に定める利用規模の下限を満たすものであること。
- (11) 補助対象の機械類は1台おおむね30万円以上（事業実施計画における事業費）とするが、一体的に使用する機械類は、合算した金額とすることができるものとする。

## 5 補助率

- (1) 食品製造業者が取り組むプロジェクト 県:3分の1以内
- (2) 自らの6次産業化に取り組むプロジェクト 県:3分の1以内
- (3) 地域の6次産業化に取り組むプロジェクト 県:4分の1以内、市町村:12分の1以上

## 6 補助対象経費

- (1) 補助対象経費の範囲  
補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクトの目標の実現に直接的に必要な事業であって、事業実施計画に基づく事業に要する経費とします。  
ただし、機械等の単なる更新に係る費用は対象外となります。
- (2) 補助対象経費の上限額
  - ① 食品製造業者が取り組むプロジェクト : 3,000万円
  - ② 自らの6次産業化に取り組むプロジェクト : 3,000万円
  - ③ 地域の6次産業化に取り組むプロジェクト : 4,000万円

## 7 応募方法

- (1) 応募期限  
令和4年9月26日(月)
- (2) 応募に必要な書類
  - ① プロジェクト計画書及びその添付書類
    - ・食品製造業者が取り組むプロジェクト  
プロジェクト計画書（実施要領別記様式第1号）、事業実施計画書（実施要領別記様式第6号）
    - ・自らの6次産業化に取り組むプロジェクト  
プロジェクト計画書（実施要領別記様式第2号）、事業実施計画書（実施要領別記様式第6号）
    - ・地域の6次産業化に取り組むプロジェクト  
プロジェクト計画書（実施要領別記様式第3号）、事業実施計画書（実施要領別記様式第6号）

(3) 提出先

応募者は、事業を実施する地区の市町村にプロジェクト計画書を提出してください。提出されたプロジェクト計画書は、市町村長が意見書を付して、上記の期間内に所管の総合支庁に提出することになります。

(4) その他

必要に応じて応募書類の内容の問い合わせ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

## 8 事前相談会

提出されたプロジェクト計画書の内容を企業経営の観点等を中心に精査する事前相談会を開催します。プロジェクト計画書を作成した者は、相談会に参加しプロジェクト計画書の内容の向上を図らなければなりません。

## 9 プロジェクト審査会

(1) 審査方法

県において、プロジェクトの内容を審査し、予算額の範囲内で採択します。

(2) 採否の通知

プロジェクトの採否については、推薦した市町村長に通知します。

## 10 事業実施計画の承認及び補助金交付決定等に必要手続き

プロジェクトの採択後は、各総合支庁の指示に従い、事業実施計画書の提出、補助金の交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

## 11 事業実施主体の責務

本事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、補助金交付要綱、実施要綱及び実施要領を遵守し、適正に事業を執行してください。

(1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、令和5年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管する。

(2) 事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図る。

(3) 取得財産のうち規則及び補助金交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供しない。

なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付する。

(4) 事業実施主体は、プロジェクトに定めた年次目標の最終年度までの毎年度、プロジェクトの成果及び実施状況について、各年度、報告書を提出する。

- (5) 事業実施主体は、令和5年度から5年間（3の(1)のプロジェクトは3年間）、プロジェクトの実施状況について指導・助言を行うために派遣するアドバイザーを受け入れることができる。

## 12 お問い合わせ先

事業の実施に関することについては、総合支庁及び本庁の次に掲げる所管課までお問い合わせください。

※各市町村の受付期間については、各市町村の所管課にお問い合わせください。

所管課	電話番号	住所
村山総合支庁 地域産業経済課	023-621-8432	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1317	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
置賜総合支庁 地域産業経済課	0238-26-6092	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50
庄内総合支庁 地域産業経済課	0235-66-5490	〒997-1392
農業振興課	0235-66-5519	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
農業技術環境課	023-630-3031	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

※庄内総合支庁の問い合わせ先

食品製造業者が取り組むプロジェクトについては、地域産業経済課

自らの6次産業化・地域の6次産業化に取り組むプロジェクトについては、農業振興課